



平成12年9月8日

都道府県
各 指定都市 民生部（局）長 殿
中核市

厚生省社会・援護局企画課長

社会福祉法人に係る審査基準等の通知案について（事務連絡）

社会福祉法人に係る審査基準等については、社会福祉法人の認可について（昭和39年1月10日社発第15号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知。以下「局長通知」という。）の社会福祉法人審査基準（局長通知の別紙1）及び社会福祉法人定款準則（局長通知の別紙2）並びに社会福祉法人の認可について（昭和62年2月4日社庶第23号。以下「課長通知」という。）等の通知を发出しているところでありますが、これらの通知については、平成12年6月7日に公布された「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」（平成12年法律第111号）による社会福祉事業法の改正等を踏まえ、局長通知及び課長通知の改正を行うこととしております。

しかしながら、局長通知及び課長通知については、これを法定受託事務の処理基準として定めることとしているため、地方分権委員会への協議が必要となります。

よって、今般、貴職の事務遂行上の便宜を考慮し、局長通知及び課長通知の改正内容について、その案を（別紙1～3）のとおり事前に情報提供させていただくことといたしましたので、お知らせいたします。